

半田市結婚応援給付金事業について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、結婚式等の延期又は中止等を行った者の金銭的負担の軽減と半田市への定住促進を図ります。

2. 対象者

次の全てに該当するものとします。

- ① 対象期間において、新型コロナウイルス感染症を理由に結婚式等の延期又は中止等をしたことにより、金銭的負担を支払った方（支払い額が確定している方）。
- ② 令和3年1月1日において夫婦等の一方が半田市民（半田市の住民基本台帳に登録されているかつ居住していること）であり、その後も引き続き半田市民の予定である方。

3. 対象期間

令和2年2月1日（土）～令和2年12月31日（木）

4. 申請期限

令和3年1月29日（金）

5. 給付額

1組当たりの損失相当額（結婚式等の延期又は中止等にあたり、式場等から請求された相当額）。ただし、100,000円を上限とします。

6. 支給予定日

第1回：令和3年1月28日（木）【令和2年12月28日までに申請受付したもの】

第2回：令和3年2月26日（金）

7. 予算額

給付金 10,800,000円（600件×0.6×0.6×50,000円）＊

8. その他

「結婚式等」とは挙式や披露宴等の結婚セレモニーをいい、新婚旅行（宿泊費、交通費等）は対象外です。

*算出根拠

(1) 年間の婚姻届受理数（届出数）（市民課）

H29 602件、H30 573件、R01 620件、平均 598件 ≒ 600件

(2) 結婚式等を開催する人の割合（結婚情報誌） 60%

(3) 延期代又はキャンセル料が発生した（しうる）割合（職員アンケート） 60%

(4) 平均損失費用（職員アンケート） 約5万円（※10万円以上は10万円を上限として計算）